

して、民事上の不法行為等の要件としての権利侵害に該当するものである。ここで、侵害されることとなる「権利」については、著作権侵害、名誉毀損、プライバシー侵害等様々なものが想定され、特に限定をすることなく、それらについて、横断的に対象とするものである。これは、一般不法行為等の場合と同様である。

なお、刑法上のわいせつに該当する情報、児童ポルノに該当する情報などは、当該情報の流通により、社会的法益が侵害されることとなるものであるが、同時に特定個人の権利が侵害されるものでなければ、本法律の対象とはならない。また、暴力的な表現を内容とする情報等の有害ではあるが法令には違反しないような情報についても、当該情報の流通によって特定個人の権利が侵害されることとはならないため、本法律の対象とはならない。

④「特定電気通信役務提供者」

「特定電気通信役務提供者」とは、ウェブホスティングを行う者や電子掲示板の管理者など、特定電気通信の用に供される電気通信設備を用いて他人の通信を媒介している者等である。第2条において定義される。

⑤「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限」

「損害賠償責任の制限」とは、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限に関する第3条の規定のことである。

なお、制限されることとなる責任は、情報の送信を防止する措置を誤って講じなかったことによる権利を侵害された者に対する責任及び情報の送信を防止する措置を誤って講じたことによる発信者に対する責任の両方である。

⑥「発信者情報の開示を請求する権利」

「発信者情報の開示を請求する権利」とは、権利を侵害されたとする者による特定電気通信役務提供者に対する発信者情報の開示を請求する権利に関する第4条の規定のことである。

権利を侵害されたとする者には、これまで、特定電気通信役務提供者に対して、発信者情報の開示を請求する権利は存在していなかったところ、本法律によって、その請求権を創設的に認めることとするものである。

なお、「発信者情報」とは、ある情報の発信者を特定できる情報及び特定のために何らかの役に立つ情報のことである。第4条で規定される。